

衆議院 総務委員会 議 録 第 七 号

平成十六年三月十一日(木曜日)

午後零時二分開議

出席委員

委員長 佐田玄一郎君

理事 左藤 章君 理事 佐藤 勉君

理事 滝 実君 理事 野田 聖子君

理事 伊藤 忠治君 理事 松崎 公昭君

理事 松野 頼久君 理事 榎屋 敬悟君

理事 今井 宏君 理事 岩崎 忠夫君

理事 岡本 芳郎君 理事 奥野 信亮君

理事 亀井 久興君 理事 自見 三郎君

理事 田中 英夫君 理事 谷 公一君

理事 西田 猛君 理事 萩生 田光一君

理事 平井 卓也君 理事 平沢 勝栄君

理事 松本 純君 理事 三ツ矢 憲生君

理事 稲見 哲男君 理事 大出 彰君

理事 川端 達夫君 理事 須藤 浩君

理事 田嶋 要君 理事 高井 美穂君

理事 寺田 学君 理事 中村 哲治君

理事 西村 智奈美君 理事 山花 郁夫君

理事 若泉 征三君 理事 河合 正智君

理事 長沢 広明君 理事 塩川 鉄也君

理事 横光 克彦君

総務大臣 麻生 太郎君

総務副大臣 山口 俊一君

総務大臣政務官 平沢 勝栄君

総務大臣政務官 松本 純君

総務委員会専門員 石田 俊彦君

委員の異動

三月十一日

辞任

谷本 龍哉君

補欠選任

平井 卓也君

同日

辞任

平井 卓也君

補欠選任

谷本 龍哉君

三月九日

シベリア抑留・未払い賃金問題の早期解決に関する請願(大出彰君紹介)(第七九九号)

同(中村哲治君紹介)(第八〇〇号)

同(細川律夫君紹介)(第八〇一号)

同(石毛鏡子君紹介)(第八四六号)

同(黄川田徹君紹介)(第八七〇号)

同(海江田万里君紹介)(第八九二号)

同(山花郁夫君紹介)(第八九三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

○佐田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措

置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的として昭和四十五年三月に制定されたものでありますが、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっております。

政府といたしましては空港周辺地域整備計画に基づき整備事業の推進に努めてきたところでありますが、諸般の事情により、一部の事業が法律の有効期限内に完了できない見込みであります。

このような状況にかんがみ、空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、この法律の有効期限を延長し、引き続き、国の財政上の特別措置を講じていく必要があると考えております。

また、平成十六年四月一日から新東京国際空港の名称が成田国際空港に変更されるため、所要の改正を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し、平成二十一年三月三十一日までとするものといたしております。

第二に、新東京国際空港の名称が成田国際空港に変更されることに伴い、題名の改正等を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○佐田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

第一条並びに第二条第一項及び第二項第七号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

附則第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条並びに第二条第一項及び第二項第七号の改正規定並びに次条及び附則第三條の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第二条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六

年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び附則第五項中「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

理由

新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長するとともに、新東京国際空港の名称が変更されることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。